

5つの優先分野における指標（参考）

2026年6月

1年目レビュー政府報告の添付資料である「『ビジネスと人権』に関する行動計画の評価方法について」において、行動計画全体のインパクトを測定するために、行動計画の5つの優先分野¹に関連する施策に関する指標を特定した。これに関し、以下、別添1の「行動計画実施状況一覧」に基づき関連指標を整理した。

ア 目標及び該当する行動計画の優先分野：政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上

（指標）公務員等への研修の開催実績（回数・参加人数等）【全府省庁】

●公務員に対する「ビジネスと人権」に関する周知・研修

【施策49】

（内閣府）新たに採用された内閣府職員に対する研修において、ビジネスと人権を取り上げて行動計画を周知した。

（警察庁）2025年度、新たに採用された警察職員（対象者約7,000人）を対象とした警察学校における研修において、ビジネスと人権を含む人権に関する研修を実施した。

（外務省）新入省員等の職員への研修において、ビジネスと人権分野の取組について説明した。（対象者約69人）

（財務省）本省職員を対象として、人権研修（延べ1,648人が参加）を開催し、ビジネスと人権について周知を行った。

（厚生労働省）令和7年12月に職員を対象としてビジネスと人権に特化した研修を新たに実施し、本省及び36箇所の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所の職員が参加した。

¹ [行動計画の5つの優先分野](#)：

- 1 政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
- 2 企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
- 3 社会全体の人権に関する理解促進と意識向上
- 4 サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備
- 5 救済メカニズムの整備及び改善

(防衛省)全国各地に所在する自衛隊の契約機関向けの教育において、ビジネスと人権に係る政府の取組を周知した。(計12回開催し、延べ約6,700人が参加)

(文部科学省)令和7年5月、文部科学省の若手職員向けに例年実施している会計事務研修において、国等の調達における配慮の一つとして、行動計画策定の経緯、行動計画の内容及び調達手続きにおける注意喚起を行った。(オンライン開催、100名程度の参加者)

(農林水産省)令和7年9月に「ビジネスと人権」に係る職員研修(「農林水産業・食品産業と「ビジネスと人権」に係る講義」)を実施し、133名が受講。後日講義内容の動画を省内研修サイトに掲載し約254回(2026年3月時点)の視聴があった。

【施策50】

(法務省)法務省の人権擁護機関では、地方公共団体等の人権擁護行政に携わる職員を対象として、ビジネスと人権を講義科目に含む人権啓発指導者養成研修会を実施しており、令和7年度は842人が同研修会に参加した。今後も引き続き同様の取組を実施していく。

イ 目標及び該当する行動計画の優先分野：企業の「ビジネスと人権」に関する理解の促進と意識向上

(指標)企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上のための周知・啓発活動実績(研修・セミナーの開催実績(回数・参加人数等)、HPへのアクセス数等)【全府省庁】

●「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発の実施 【施策51】

(法務省)法務省の人権擁護機関においては、人権啓発活動として、シンポジウムの開催、啓発資料の作成・公表等、各種の取組を実施している。また、令和3年7月からは、「Myじんけん宣言」キャンペーンにより、企業・団体(トップや幹部)及び、個人が人権を尊重する行動をとることを宣言することや、宣言を行った企業の人権方針等のURLを公表することにより、宣言を行った企業・団体及び個人の人権に関する取組を促進し、誰もが人権を尊重し合う社会の実現を目指す取組も開始しており、令和8年3月10日時点で企業・団体の宣言者数は1,434、個人の宣言者数は2,942となっている。

●業界団体等を通じた、企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発

【施策 58】

(内閣府)

・NPO 法人を所轄する 67 所轄庁（都道府県・政令市）へのメール等を通じて、NPO 法人への周知を実施した。

・一般の方を始め、公益法人約 10,000 法人が閲覧できるよう、当室のホームページ（公益 information）に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を掲載しつつ、人権尊重の周知を継続的に実施。

(外務省)

・国連開発計画（UNDP）との共催イベントとして、「人権のためのビジネスケース：政策、デュー・ディリジェンス、情報開示を通じた新たな貿易時代の構築」をハイブリッド形式で実施（参加者約 340 名）。外務省から開会挨拶及び「ビジネスと人権」行動計画（改定版）に関するプレゼンテーションを行ったほか、持続可能で強靱なグローバル・バリューチェーンを構築する上での責任ある企業活動の重要性について、有識者による有意義な意見交換が行われた。非財務情報開示に関するセッションでは、非財務情報が投資家・ステークホルダーとの建設的な対話を促進する戦略的ツールであるとの認識が共有された。

・国内外でビジネスと人権セミナーを実施し、日本企業や日本企業進出国の取引先企業向けに人権デュー・ディリジェンスの実施に関する情報提供、日本 NCP の取組や先進企業の取組を紹介した（札幌、京都、インドネシア、フィリピンにて計 4 回実施、参加者計 82 名）。事後のアンケートでは、参加者から、ビジネスと人権の取組方をアップデートできた、取組の糸口がつかめた、サプライチェーン全体の体制を構築する大切さを認識した等の声が寄せられた。

・JICA が連携する、企業が参加可能な国内の外国人労働者の課題解決に向けたマルチステークホルダー型プラットフォーム（責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム：JP-MIRAI）を通じ、国内外のイベントでの情報発信に取り組んだ。

・JICA がガーナで実施している「児童労働フリーゾーンを通じた子どもの保護主流化プロジェクト」において、本プラットフォーム会員との連携を図るとともに、同プラットフォームを通じ、カカオ産業のサプライチャー

ンにおける人権デュー・ディリジェンス推進に向けた取組を進めている。

(経済産業省)

・「ビジネスと人権」に関して、人権尊重を経営に組み込む視点について解説するセミナーを実施するとともに、中小企業庁と連携し中小企業向けのセミナーを3回開催し、産業界への周知・啓発を行った。(参加者計1,082名)

・2025年12月から2026年3月にかけて、日本企業の海外取引先を含む東南アジアの経営層・管理職及び業界団体関係者(計65名)を対象に、日本及びベトナムで責任ある企業行動の推進研修を実施した。併せて、日本政府ガイドライン・ダイジェスト版や経産省の実務参照資料を泰・越語に翻訳し、日本のRBCツールの活用を通じて、人権デュー・ディリジェンスの啓発促進に取り組んだ。

・ジェットロ及びアジア経済研究所では、ビジネスと人権に関するセミナーや講演を通じ、人権デュー・ディリジェンス等に関する啓発を実施。さらに、人権方針の策定や人権デュー・ディリジェンスの導入に課題を抱える中小企業を対象として伴走型支援ワークショップを行った。また、東南アジアで人権デュー・ディリジェンスを実施する際に見落とされがちなポイントを整理し、企業の取組推進を後押しした。加えて、「サプライチェーンと人権」特設ウェブサイトにて、各国法規制や法制化を受けた企業への適用・対応事例など情報提供を継続して行うとともに、企業の人権尊重の取組等に関する相談窓口を通じて企業からの相談に応じた。

・日本の繊維産業全体の社会・人権面の対応強化による競争力向上を図るべく、日本の繊維産業の実態を踏まえた監査要求事項・評価基準「Japanese Audit Standard for Textile Industry (JASTI)」を2025年3月に策定。2026年3月時点で、500を超える事業所が監査を受けた。2025年度は551社が監査判定を受けた。並行して、日本の検査団体で構成される「人権デュー・ディリジェンスコンソーシアム」及び全国社会保険労務士会連合会が推進する「BHR推進社労士」において、人権監査の監査員養成を行い、国内の人権監査体制の整備を推進した。各事業者に対しては、監査終了時にミーティングを行い、監査指摘事項についての確認等を行う。そのうえで、事業者が次回の監査に向けて対応が難しいと感じた場合は、社労士のフォローアップコンサル等を通じた支援を行っている。

・電子電機産業のサプライチェーンにおける企業間連携の取組や、「ビジネスと人権」社会保険労務士の育成・強化について、情報発信や実践機会の提供等の連携・支援を通じて、中小企業における責任ある企業行動を後

押しした。

(農林水産省)

・2025年10月、のべ5万人が来場した10月のFood展において、食品企業へ自社のみならず影響を受けるステークホルダーとの対話の促進を通じて取組の実効性を高めることの重要性などを「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を活用して紹介。

・企業による適切な対応をさらに推進するため、取組の工夫やステップを示した事例集を作成した。

(環境省) 二国間クレジット制度 (Joint Crediting Mechanism: JCM) の活用を前提として、途上国等において優れた脱炭素技術等を活用して温室効果ガスの排出削減事業を行う「JCM 設備補助事業」では、「ビジネスと人権」に関する行動計画 (2020-2025)」や「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の遵守を採択審査基準に入れている。

(法務省)

・法務省の人権擁護機関において、公益財団法人人権教育啓発推進センターを通じ、グローバルコンパクトに加盟している企業・団体や日本経済団体連合会及び日本商工会議所の会員企業等に対して周知の上、企業向け人権セミナーを行った。セミナーにおいては、ステークホルダーとの対話の重要性を含め、行動計画や「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の内容についても周知・啓発を行った。

・日本司法支援センター (法テラス) に対し、行動計画の周知を図っている。【メール周知／対象団体数：1団体】

(厚生労働省) 国際労働基準に関する導入的な啓発資料として作成した「労働におけるビジネスと人権チェックブック」の英訳版を作成し、ウェブサイトへの掲載、ビジネスと人権セミナーの開催により周知を行った。

●「ビジネスと人権」に関するポータルサイトを通じた中小企業への情報提供

【施策 67】

(外務省) 外務省ウェブサイト上でビジネスと人権に関する情報ポータルサイトを運営。ビジネスと人権に関する情報の発信に努めた。6754 回閲覧

(2025年4月～2026年3月)。

●経済団体・市民社会等と協力した中小企業を対象としたセミナーの実施
【施策 68】

(経済産業省) 人権啓発支援を図るため、中小企業等を対象として、2025年度は全国で70回セミナーを実施し、7,776人が参加・視聴した(ただし、すべてのセミナーが人権デュー・ディリジェンスを扱ったものではない)。

ウ 目標及び該当する行動計画の優先分野：社会全体の人権に関する理解の促進、意識の向上

(指標) 人権啓発活動等の実績【法務省、文部科学省、外務省、厚生労働省、経済産業省】

●「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発の実施
【施策 51】

(法務省) 法務省の人権擁護機関においては、人権啓発活動として、シンポジウムの開催、啓発資料の作成・公表等、各種の取組を実施している。また、令和3年7月からは、「Myじんけん宣言」キャンペーンにより、企業・団体(トップや幹部)及び個人が人権を尊重する行動をとることを宣言することや、宣言を行った企業の人権方針等のURLを公表することにより、宣言を行った企業・団体及び個人の人権に関する取組を促進し、誰もが人権を尊重し合う社会の実現を目指す取組も開始しており、令和8年3月10日時点で企業・団体の宣言者数は1,434、個人の宣言者数は2,942となっている。

(文部科学省) 学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めている。学校教育については、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における人権教育の指導方法の改善充実について実践的な研究を委嘱するとともに、当該研究の成果をはじめとする人権教育の充実に資する事例及び資料等を収集・集約・発信するためのウェブサイト「人権教育アーカイブ」の整備を行う「人権教育研究推進事業」、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行う「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」に取り組むとともに、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした「人権教育担当指導主事連絡協議会」や、独立行政法人教職員支援機構が主催する「人権教育推進研修」を実施するなどして、教育委員会・学校における人権教育の取

組の改善・充実を支援している。社会教育については、社会教育主事の養成講習において、人権問題などの現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っており、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座が開設され、各地域の実情に即した人権教育が推進されるよう促している。

●民間企業と連携・協力した人権啓発活動の更なる実施

【施策 53】

(法務省) 令和7年度は複数のテーマのシンポジウムを人権教育啓発推進センターに委託して開催し、計1,230人が参加した。今後も引き続き同様の取組を実施していく。

●行動計画の周知や「ビジネスと人権」に関する啓発における国際機関との協力

【施策 57】

(外務省) 国連開発計画 (UNDP) への拠出を通じ、2025年度案件として、ビジネスと人権・人権デュー・ディリジェンスに関する研修を12回実施(参加企業数528、参加者数858人)。また、4か国(インドネシア、カンボジア、ブラジル、ベトナム)政府に対する「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定支援や知見の共有等を行い、当該国の国連ビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs)の実施を促進。

(外務省、厚生労働省、経済産業省)

・RBCに関するOECD事務局の出版物の作成過程で、日本の政策・制度・NCPの活動を正確かつ適切にインプットする他、「責任ある企業行動の促進のための政府の役割に関する勧告」の和訳作成において、事務局に助言を行うなど、RBCに関するOECD事務局の活動に貢献した。

・2026年2月、OECD事務局と共催で「責任ある企業行動の促進のための政府の役割に関する勧告」に関するラウンドテーブルを開催し、政府に期待される役割や各機関の取組みにつき意見交換を行った(参加者32名)。本勧告は、2022年12月12日にOECD理事会において採択され、翌2023年2月に公表されたものであり、責任ある企業行動(RBC)の推進において政府が果たすべき具体的な役割を明確化した文書であり、OECD事務局との協力を通じて、本行動計画等の周知・普及啓発を進め、社会全体としての人権に関する理解促進及び意識向上に寄与した。

エ 目標及び該当する行動計画の優先分野：サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備

(指標) 企業等による人権尊重の取組を促す施策検討のための活動実績（特に中小企業への対応を含む。）（各種取組の内容・会合の開催回数等）【全府省庁】

●業界団体等を通じた、企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発

【施策 58】

(内閣府)

- ・NPO 法人を所轄する 67 所轄庁（都道府県・政令市）へのメール等を通じて、NPO 法人への周知を実施した。
- ・一般の方を始め、公益法人約 10,000 法人が閲覧できるよう、当室のホームページ（公益 information）に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を掲載しつつ、人権尊重の周知を継続的に実施。

(外務省)

- ・UNDP との共催イベントとして、「人権のためのビジネスケース：政策、デュー・ディリジェンス、情報開示を通じた新たな貿易時代の構築」をハイブリッド形式で実施（参加者約 340 名）。外務省から開会挨拶及び「ビジネスと人権」行動計画（改定版）に関するプレゼンテーションを行ったほか、持続可能で強靱なグローバル・バリューチェーンを構築する上での責任ある企業活動の重要性について、有識者による有意義な意見交換が行われた。

- ・国内外でビジネスと人権セミナーを実施し、日本企業や日本企業進出国の取引先企業向けに人権デュー・ディリジェンスの実施に関する情報提供、日本 NCP の取組や先進企業の取組を紹介した（札幌、京都、インドネシア、フィリピンにて計 4 回実施、参加者計 82 名）。

- ・JICA は、国際労働機関（ILO）と連携し、労働者の人権保護の観点から、手数料問題解決等を目指す公正で倫理的なリクルートイニシアティブ（FERI）の制度設計を行った。JICA が連携する、企業が参加可能な国内の外国人労働者の課題解決に向けたマルチステークホルダー型プラットフォーム（責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム：JP-MIRAI）による運用を開始するとともに、国内外のイベントでの情報発信に取り組んだ。

- ・JICA が 2020 年に事務局となり設立した「開発途上国におけるサステイ

ナブル・カカオ・プラットフォーム」は、カカオ産業のサプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスの推進に向け、多様な関係者が共創・協働するための枠組みとして機能している。また、JICAは「児童労働フリーゾーンを通じた子どもの保護主流化プロジェクト」を通じ、ガーナの施策である「児童労働フリーゾーン（Child Labour Free Zones (CLFZ)）」構築を支援。CLFZの実施体制強化、企業を含む関係者間の連携強化、実施モデルの特定およびアセスメント体制構築支援を通じて、実効的で持続可能なCLFZシステムの構築を図り、同国における児童労働問題の解決に寄与している。2026年2月には、同国初となる児童労働フリーゾーン認定がなされた。

（経済産業省）

・「ビジネスと人権」に関して、人権尊重を経営に組み込む視点について解説するセミナーを実施するとともに、中小企業庁と連携し中小企業向けのセミナーを3回開催し、産業界への周知・啓発を行った。（参加者計1,082名）

・2025年12月から2026年3月にかけて、日本企業の海外取引先を含む東南アジアの経営層・管理職及び業界団体関係者（計65名）を対象に、日本及びベトナムで責任ある企業行動の推進研修を実施した。併せて、日本政府ガイドライン・ダイジェスト版や経産省の実務参照資料を泰・越語に翻訳し、日本のRBCツールの活用を通じて、人権デュー・ディリジェンスの啓発促進に取り組んだ。

・ジェトロ及びアジア経済研究所では、ビジネスと人権に関するセミナーや講演を通じ、人権デュー・ディリジェンス等に関する啓発を実施。さらに、人権方針の策定や人権デュー・ディリジェンスの導入に課題を抱える中小企業を対象として伴走型支援ワークショップを行った。また、東南アジアで人権デュー・ディリジェンスを実施する際に見落とされがちなポイントを整理し、企業の取組推進を後押しした。加えて、「サプライチェーンと人権」特設ウェブサイトにて、各国法規制や法制化を受けた企業への適用・対応事例など情報提供を継続して行うとともに、企業の人権尊重の取組等に関する相談窓口を通じて企業からの相談に応じた。

・日本の繊維産業全体の社会・人権面の対応強化による競争力向上を図るべく、日本の繊維産業の実態を踏まえた監査要求事項・評価基準「Japanese Audit Standard for Textile Industry (JASTI)」を2025年3月に策定。2026年3月時点で、500を超える事業所が監査を受けた。2025年度は551社が監査判定を受けた。並行して、日本の検査団体で構成される「人権デ

ュー・ディリジエンスコンソーシアム」及び全国社会保険労務士会連合会が推進する「BHR 推進社労士」において、人権監査の監査員養成を行い、国内の人権監査体制の整備を推進した。各事業者に対しては、監査終了時にミーティングを行い、監査指摘事項についての確認等を行う。そのうえで、事業者が次回の監査に向けて対応が難しいと感じた場合は、社労士のフォローアップコンサル等を通じた支援を行っている。

- ・電子電機産業のサプライチェーンにおける企業間連携の取組や、「ビジネスと人権」社会保険労務士の育成・強化について、情報発信や実践機会の提供等の連携・支援を通じて、中小企業における責任ある企業行動を後押しした。

(農林水産省)

- ・2025年10月、のべ5万人が来場した10月のFood展において、食品企業へ自社のみならず影響を受けるステークホルダーとの対話の促進を通じて取組の実効性を高めることの重要性などを「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を活用して紹介。

- ・企業による適切な対応をさらに推進するため、取組の工夫やステップを示した事例集を作成した。

(環境省) 二国間クレジット制度 (Joint Crediting Mechanism: JCM) の活用を前提として、途上国等において優れた脱炭素技術等を活用して温室効果ガスの排出削減事業を行う「JCM 設備補助事業」では、「ビジネスと人権」に関する行動計画 (2020-2025)」や「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の遵守を採択審査基準に入れている。

(法務省)

- ・法務省の人権擁護機関において、公益財団法人人権教育啓発推進センターを通じ、グローバルコンパクトに加盟している企業・団体や日本経済団体連合会及び日本商工会議所の会員企業等に対して周知の上、企業向け人権セミナーを行った。セミナーにおいては、ステークホルダーとの対話の重要性を含め、行動計画や「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の内容についても周知・啓発を行った。

- ・日本司法支援センター (法テラス) に対し、行動計画の周知を図っている。【メール周知／対象団体数：1団体】

(厚生労働省) 国際労働基準に関する導入的な啓発資料として作成した「労働におけるビジネスと人権チェックブック」の英訳版を作成し、ウェブサイトへの掲載、ビジネスと人権セミナーの開催により周知を行った。

●「ビジネスと人権」に関するポータルサイトを通じた中小企業への情報提供を行った。

【施策 67】

(外務省) 外務省ウェブサイト上でビジネスと人権に関する情報ポータルサイトを運営。ビジネスと人権に関する情報の発信に努めた。6754 回閲覧 (2025 年 4 月～2026 年 3 月)。

●経済団体・市民社会等と協力した中小企業を対象としたセミナーの実施
【施策 68】

(経済産業省) 人権啓発支援を図るため、中小企業等を対象として、2025 年度は全国で 70 回セミナーを実施し、7,776 人が参加・視聴した (ただし、すべてのセミナーが人権デュー・ディリジェンスを扱ったものではない)。

オ 目標及び該当する行動計画の優先分野：救済メカニズムの整備

(指標) 相談窓口の利用実績等 (日本司法支援センター (法テラス)、人権相談、通報者の保護に関わる通報者相談窓口、個別法令窓口 (労働者、消費者)、外国人技能実習機構) **【厚生労働省・法務省・消費者庁等】**

●民事裁判手続の IT 化

【施策 70】

(法務省) 訴状等のオンライン提出を含め民事訴訟制度をデジタル化するための「民事訴訟法等の一部を改正する法律」が令和 4 年 5 月に可決され、成立した。同法のうち、ウェブ会議による口頭弁論の期日への出席を可能とする規定等は既に施行されている。同法の全面的な施行は、2026 年 5 月 21 日を予定しており、これにより、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化等の民事訴訟手続の全面的なデジタル化が行われる。

●「OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」に基づく日本 NCP の活動の周知とその運用改善

【施策 75】

(外務省、厚生労働省、経済産業省)

(1) 前年を大幅に上回る規模での周知広報活動を実施し、指針及び日本 NCP の手続の理解促進を図った。(内容は、以下のとおり。)

・OECD 東南アジアワークショップ (フィリピン (6 月 25 日)、ベトナム (6 月 27 日))

・JICA「ビジネスと人権研修」(12 月 9 日)

・一般財団法人太陽光発電協会 (JPEA) CSR セミナー (12 月 12 日)

・外務省・OECD 共催「責任ある企業行動の促進のための政府の役割に関する勧告」ラウンドテーブル (2 月 26 日) (32 名)

・外務省主催セミナー「ビジネスと人権」(計 82 名)

(北海道 (1 月 22 日)、京都 (1 月 23 日)、インドネシア (2 月 9 日)、フィリピン (2 月 27 日))

また、外務省は、ホームページ「OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針と日本 NCP」の構成・内容を刷新するとともに、指針及び日本 NCP の役割を簡潔に紹介するリーフレットの作成にも取り組んだ。

(2) 受領件数 21 件、手続終了件数 14 件(件数は 2000 年の日本 NCP 設立以降の累積数²)

●日本司法支援センター (法テラス) の取組

【施策 84】

(法務省) 外国語通訳を伴う法律相談の件数：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 2 月 28 日 (速報値) 1,189 件

●人権相談 (みんなの人権 110 番等) の継続

【施策 76】

(法務省) 法務省の人権擁護機関では、「外国人のための人権相談所」を設け、約 80 の言語による人権相談に対応しているほか、「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設けており、電話・インターネットでも 10 言語による人権相談に応じている。令和 7 年の外国人であることを理由差別待遇の相談件数は 574 件である。なお、外国人に対するものを含む労働権関係の相談件数は 10,393 件である。また、こどもの人権問題に関しては、専用の相談電話として「こどもの人権 110 番」を設けており、人権相談に応じている。令和 7 年の「こどもの人権 110 番」への相談件数は 13,058 件である。さらに、「みんなの人権 110

² 外務省ホームページ

日本 NCP がこれまでに取り扱った案件 (終了した案件) (2026/3/31 現在)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pagew_000001_02282.html

番」(全国共通人権相談ダイヤル)において、相談内容に応じた振り分け機能を導入しており、ダイヤル1番において女性の人権問題に関する相談に応じている。

●人権侵害の予防及び被害の救済

【施策 77】

(法務省) 法務省の人権擁護機関では、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じているところ、令和7年の外国人であることを理由とする差別待遇の人権侵犯事件の新規救済手続開始件数は45件である。なお、外国人に対するものを含む労働権関係の人権侵犯事件の新規救済手続開始件数は1,449件である。

●個別法令等に基づく対応の継続・強化

【施策 78】

(法務省、厚生労働省) 外国人技能実習機構では、技能実習生等から母国語による相談・申告の窓口への相談を受け付けているところ、2024年度の母国語相談件数は延べ14,009件、申告件数(注)は70件(2024年度)である。

(注) 母国語相談窓口からの相談により明らかになったものを含み、技能実習法違反の疑いのある案件のうち、技能実習生等が技能実習法第49条の規定に基づく申告をすとした場合の件数。

なお、2021年4月21日からは、暴行や脅迫等の人権侵害行為の相談に対応するための専用窓口「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」を開設したほか2023年4月12日からは、電話番号を持っていない者でも相談ができるよう、オンライン通話による相談対応を開始した。

【施策 79】

(消費者庁) 公益通報者保護法に基づき、常時使用する労働者の数が300人を超える事業者については、内部通報受付窓口の設置をはじめとする公益通報に適切に対応するための体制整備が義務付けられている(常時使用する労働者の数が300人以下の事業者については努力義務)。民間事業者の実態調査の結果、内部通報制度を導入している割合は、義務対象事業者が91.5%、努力義務対象事業者は46.9%であった(2024年4月公表)。

●裁判外紛争解決手続の利用促進

【施策 80】

(法務省)

・2024年1月18日～22日に実施したADR(裁判外紛争解決手続)・ODR(オンラインでの紛争解決)に関する認知度調査の結果、

ADRの認知度 20.9%

ODRの認知度 15.5%

であった。

・例年、インターネット広告によるADR・ODRの周知・広報を行っており、2025年度も継続してこれらの取組を行った。

・また、2025年度は、認知度調査の結果を踏まえ、ADR週間(12月1日～7日)中、関係機関と連携した集中的・一体的な広報を実施し、12月2日にオンライン・フォーラムを開催するとともに、事業者を含む認証ADR(愛称：かいけつサポート)の情報等について、広く国民に周知・広報を行うためのホームページの改修など、認知度向上に向けた施策を行ったほか、ODR紹介動画を作成し「かいけつサポート」ホームページで公表するなど、ADR・ODRの認知度向上のための取組を進めた。

(農林水産省) 飲食料品製造業分野、外食業分野及び農業分野の3分野を対象とした、「事業者向け」及び「外国人向け」の相談窓口を設置。当省のホームページへの掲載や、受入機関等に相談窓口のQRコードを掲載したチラシを配布し、周知。漁業分野においては、漁協等における相談業務等の支援を実施。

(了)